

松濤館流拳心会 悠喜塾

会則

## 松濤館流拳心会悠喜塾会則

### 第1条（名称）

本塾は、松濤館流拳心会悠喜塾（略称「悠喜塾」と）と称する。

### 第2条（目的）

本塾は、空手道を通じ、技術の錬磨とともに、会員の人格形成と会員の健全な心身の育成を図ると共に、会員相互の親睦を深め、地域社会における健康で明るいコミュニティー作りに寄与することを目的とする。

2 本塾は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 空手道の指導
- (2) 空手道の研究
- (3) 空手道の段級位の審査及び授与
- (4) その他、本塾の目的を達成するために必要な事業

### 第3条（入会資格）

本塾に入会できる方は、以下の各号に該当する方とします。

なお、暴力団員、またそれに準ずる組織に関係する方は入会出来ません。

また、医師から運動が禁止されてる方、他人に感染させる恐れのある疾病を有する方は、入会できません。

- (1) 原則、小学1年生より入会できる。入会を希望する者は、所定の「入会申請書」に必要事項を記入し、入会金と会費を添えて、手続きを行う。
- (2) 本塾の会則を遵守し、利用している施設のルールを厳守できる者とする。
- (3) 空手道の稽古時は、空手着を着用し、必要な防具を着用する。
- (4) 入会に際し、基礎疾患など、病気や障がいがある場合は、事前に申告をする。
- (5) 必ずスポーツ保険への加入をおこなう。

### 第4条（退会）

本塾の会員は、次に掲げる事由によって退会する。退会手続きは、塾長にその旨、申告する。

また、他の会員に不快感や嫌悪感を与えたり、危険を及ぼすと塾長が判断した場合、除名できる。

退会に際しては、入会金等一切の返金を行わない。

- (1) 会員による退会の申し出
- (2) 死亡、失踪宣言
- (3) 会費の滞納
- (4) 除名

(5) 本塾の解散

(6) 塾長の許可なく営利活動、他の目的に利用を行った場合

(7) 入会申請書に、職業、身分等重大な虚偽内容がある場合

#### 第5条（役員）

本塾は、塾長1名、副塾長若干名、指導員を数名置く。指導員は、塾長が指名し、原則、公益財団法人全日本空手道連盟公認3段以上の取得者とする。

#### 第6条（審査）

本塾は、会員に対して、原則、年に2回昇級・昇段審査を行う。

2 昇段昇級審査については、一般社団法人松濤館流拳心会の審査規定に従って審査を行う。

#### 第7条（会費・その他年会費等）

会員は、月謝等の会費を支払うものとする。また、原則、東京都空手道連盟、全日本空手道松濤館の年会費を収める。尚、各自で全日本空手道連盟の会員手続きを行う。

#### 第8条（稽古の禁止）

次の各号に該当する方は稽古の参加を禁止する。

1. 健康状態に異常があり、医師から運動を禁止された場合。
2. 感染症のある方。
3. 一時期な筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方。
4. 飲酒等により、正常な稽古ができないと判断した方。
5. 塾長の許可なく写真、動画撮影を行う。また、その内容を一般公開した場合。
6. 指導中の指示に従わなく、他の会員に影響を及ぼすと判断した場合。

#### 第9条（会員の休会）

会員本人の都合により休会を希望する場合は、速やかに申告すること。

#### 第10条（けが・事故の防止等）

会員は、稽古中においては、武道の稽古であることを自覚し、常に自己及び他の会員の危険回避を怠ることなく、体調を整え、けが、事故等の防止に努めなければならない。

2 会員は、体調不良時またはけがのある場合、体調不良の原因、けがの程度を必ず塾長または副塾長に報告し、稽古への参加については、自己の責任において、参加、不参加を判断しなければならない。

3 会員は、前項により報告を受けた塾長または副塾長が不適切と判断した場合、稽古を一時休止し、体調の改善、けがの治療に努めなければならない。

第 11 条（けが、事故）

稽古中の会員のけが、事故等については、塾長、副塾長、指導員の重大な過失が認められる場合を除いて、本塾として一切の責任を負わない。

第 12 条（会則の改定）

本塾は必要に応じ、会則の改定を行うことがある。

第 13 条（会則の発効）

本会則は入会時より発効致します。

2020 年 10 月 1 日制定